

埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者認定制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、省エネ・再エネ活用設備の積極的な普及及び安心・安全な施工等に取り組む事業者を県が認定し広く県民に周知することにより、その普及促進を目指す「埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者認定制度」の実施に当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 省エネ・再エネ活用設備

太陽光発電設備、太陽熱利用システム、蓄電池、エネファーム（家庭用燃料電池）をいう。

(2) 住宅

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第1項に規定する住宅で共同住宅及び長屋を除いたものをいう。

(3) 太陽光発電設備

太陽エネルギーを電気エネルギーに変換し、電力を供給するために構成された装置及びこれに附属する太陽光発電モジュール、パワーコンディショナー等の装置の総体をいう。

(4) 太陽熱利用システム（強制循環型）

太陽熱を集熱器に集めて給湯、空調又は給湯及び空調に利用するシステムで、集熱器及び蓄熱槽が独立して設置され、動力を用いて水又は熱媒を強制循環させるシステムをいう。

(5) 蓄電池

太陽光発電設備により発電した電力などを繰り返し蓄え、停電時など必要に応じて電気を活用することができる定置型の設備をいう。

(6) エネファーム（家庭用燃料電池）

都市ガス、L P ガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用する設備をいう。

(7) P P A（電力販売契約）

太陽光発電設備等の所有者が、当該設備を自己の負担により県内の住宅に設置し、所有・維持管理等をしながら、当該設備により発電した電力を当該住宅に居住する個人に供給する契約をいう。

(8) リース

省エネ・再エネ活用設備の所有者である貸主が、当該設備の借主である個人に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払う契約をいう。

(9) 事業者

省エネ・再エネ活用設備の販売又は施工を行う者、省エネ・再エネ活用設備をP P A又はリースにより設置する者をいう。

(10) 契約実績

住宅に設置した省エネ・再エネ活用設備の販売、施工、P P A又はリースの実績をいう。

(11) 認定事業者

第5条第1項に規定する認定の通知を受けた者をいう。

(認定の要件)

第3条 第5条第1項に規定する認定は、次のいずれにも該当する事業者について行うものとする。

(1) 県内に事業所を置く者であること。

- (2) 法令を遵守し、適切に省エネ・再エネ活用設備を販売、施工、P P A又はリースにより設置する者であること。
- (3) 省エネ・再エネ活用設備のいずれかで契約実績が過去1年間に1件以上あること。
- (4) 県税の滞納がないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合にはその代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるもの。
 - イ 暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの。
 - ウ 自己、その属する企業等若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの。
 - エ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの。
 - オ その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの。
- (6) 埼玉県県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、法令違反又は公序良俗に反する行為がないこと。

（認定の申請）

第4条 埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者の認定を受けようとする事業者は、認定申請書（様式1）に次に掲げる書類を添えて県に提出するものとする。

- (1) 申請事業者概要書（様式1-1）
- (2) 第3条第2号の履行に関する誓約書（様式1-2）
- (3) 暴力団排除に関する誓約事項（様式1-3）
- (4) 過去1年間の契約実績が1件以上確認できる書類（契約書の写し等）
- (5) 個人事業の開業届出書等の写し（個人の場合）
- (6) 県内に事業所を置くことが確認できる書類（公的機関に提出した届出書の写し等）
- (7) 県税の滞納がないことを確認できる書類（直近の納税証明書等）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

- 2 前項第6号の書類は、法人ベース・レジストリ又は同項第5号の書類で確認できる場合は、添付を省略することができる。
- 3 第1項第7号の書類は、納税状況等確認システムにより滞納がないことを確認できる場合は、添付を省略することができる。

（認定等）

第5条 県は、前条の規定による申請をした事業者（以下「申請者」という。）が第3条各号に掲げる要件を満たすときは、埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者の認定を行い、申請者あてに認定通知書（様式2）によりその旨を通知するとともに、事業者認定証（様式3）（以下「認定証」という。）を交付するものとする。

- 2 県は、申請者が第3条各号に掲げる要件を満たさないときは、申請者あてに不認定通知書（様式4）によりその旨を通知するものとする。
- 3 第1項の認定の有効期間は、認定のあった日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

(認定事業者の公表)

第6条 県は、前条第1項の規定により認定証を交付したとき、又は第9条第5項の規定により認定を更新したときは、当該事業者について、認定事業者名簿に登載するとともに、県ホームページにおいて公表するものとする。

(省エネ・再エネ活用設備普及活動の実施)

第7条 認定事業者は、県と共に、省エネ・再エネ活用設備の普及に努めなければならない。

2 認定事業者は、県が実施するエネルギーに関する施策に積極的に協力しなければならない。

(取組の報告)

第8条 認定事業者は、前年4月1日から3月31日までににおける前条に定める活動の状況及び契約実績（その間に認定を受けた認定事業者においては、認定のあった日から3月31日までの契約実績）を毎年6月末までに活動状況報告書（様式5）により、県に報告しなければならない。

(認定の更新)

第9条 認定の更新を受けようとする認定事業者は、認定の有効期間が満了する日の30日前までに認定更新申請書（様式6）に次に掲げる書類を添えて県に提出するものとする。

(1) 申請事業者概要書（様式6-1）

(2) 第3条第2号の履行に関する誓約書（様式6-2）

(3) 暴力団排除に関する誓約事項（様式6-3）

(4) 過去1年間の契約実績が1件以上確認できる書類（契約書の写し等）

(5) 個人事業の開業届出書等の写し（個人の場合）

(6) 県内に事業所を置くことが確認できる書類（公的機関に提出した届出書の写し等）

(7) 県税の滞納がないことを確認できる書類（直近の納税証明書等）

(8) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 前項第4号の書類は、過去1年以内に「家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金」における補助事業者との契約実績が1件以上ある場合は、添付を省略することができる。

3 第1項第6号の書類は、法人ベース・レジストリ又は同項第5号の書類で確認できる場合は、添付を省略することができる。

4 第1項第7号の書類は、納税状況等確認システムにより滞納がないことを確認できる場合は、添付を省略することができる。

5 県は、第1項の規定による申請をした事業者（以下「更新申請者」という。）が第3条各号に掲げる要件を満たすときは、更新申請者あてに認定更新通知書（様式7）によりその旨を通知するとともに、認定証を交付するものとする。

6 県は、更新申請者が第3条各号に掲げる要件を満たさないときは、更新申請者あてに認定更新不認定通知書（様式8）によりその旨を通知するものとする。

7 第5条第3項の規定は、第5項の場合に準用する。

(認定事項の変更)

第10条 認定事業者は、第5条第1項の規定による認定、又は第9条第5項の規定による認定の更新を受けた事項に変更があったときは、認定変更届出書（様式9）を県に提出しなければならない。

2 県は、前項の届出を受理したときは、認定事業者名簿の登載内容を変更するものとする。

3 県は、認定事業者が第1項の届出を行わないときは、当該認定事業者に対し、期限を定めて当該

届出を行うよう指示することができる。

(認定証の再交付)

第11条 認定事業者は、認定証を紛失したとき、又は毀損したときは、認定証再交付申請書(様式10)により再交付を県に申請することができる。

2 県は、前項の規定による申請があったときは、認定証を再交付することができる。

3 認定証の再交付を受けた認定事業者が、紛失した認定証を発見したときは、速やかに再交付した認定証を県に返納しなければならない。

(調査等)

第12条 県は、第3条各号に掲げる要件を満たすかどうかの確認に当たり、申請者に対して必要となる書類の提出を求めることができるものとし、申請者は速やかに応じるものとする。

2 県は、必要があると認めるときは、認定事業者の事業所に立ち入り、必要となる書類の提出を求めることができる。

(認定の辞退・取消)

第13条 認定事業者は、認定を辞退しようとするときは、認定辞退届(様式11)により県に届け出なければならない。

2 県は、前項の規定による届出があったときは、当該認定事業者の認定を取り消すものとする。

3 県は、認定事業者が次のいずれかに該当したときは、当該認定事業者の認定を取り消すことができる。

(1) 認定事業者が、廃業又は破産したとき。

(2) 認定事業者が、第3条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき、又は虚偽の申請をしたことが判明したとき。

(3) 認定事業者が、第4条第2号に掲げる誓約書の内容を遵守していないと県が認め、かつ、県の改善の指示に従わなかったとき。

(4) 認定事業者が、販売、施工、PPA又はリースに関し不正又は著しく不当な行為を行う等、県が認定を取り消すことが相当と認めたとき。

4 第12条の規定は、前項の場合に準用する。

5 県は、第2項又は第3項の規定により認定を取り消すときは、当該認定事業者あてに認定取消通知書(様式12)によりその旨を通知するものとする。

6 県は、第3項の規定により認定を取り消し、前項の通知をしたときは、当該認定事業者に弁明の機会を与えるものとする。

7 県は、第2項の規定により認定を取り消したとき、前項の規定による弁明に理由が無いと認めるとき又は通知より7日以内に弁明がないときは、認定事業者名簿から当該認定事業者を消除する。

(補足)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年10月2日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要領第3条第3号に掲げる設備のうちV2H充放電設備（電気自動車又はプラグインハイブリッド車から電力の取り出し及び電気自動車等への充電を行う装置で電気自動車等と住宅とで電力を相互に供給する設備）の契約実績により、改正前の要領第5条に基づく認定を受けた事業者については、要領第5条に基づく認定を受けた事業者とみなす。

附則

- 1 この要領は、令和6年9月3日から施行する。
- 2 改正後の第9条第1項4号の規定は、この要領の施行の日以後に受理する申請から適用し、同日前に受理した申請については、なお従前の例による。

附則

この要領は、令和8年2月3日から施行する。

附則

この要領は、令和8年7月30日から施行する。

様式 1（第 4 条第 1 項関係）

認定申請書

年 月 日

埼玉県知事 様

事 業 者 名
代表者職名
代表者氏名
法 人 番 号

埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者認定制度の認定を受けたいので、埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者認定制度実施要領第 4 条の規定により申請します。

※ 以下の書類を提出すること

- (1) 様式 1－1 申請事業者概要
- (2) 様式 1－2 誓約書
- (3) 様式 1－3 暴力団排除に関する誓約事項
- (4) 過去 1 年間の契約実績が 1 件以上確認できる書類（契約書の写し等）
* 契約書の写し等に含まれる個人情報については、住宅に設置されたことが特定できる部分（フルネーム）を除き、黒塗りにするなど、見えないように加工すること。
- (5) 個人事業の開業届出書等の写し（個人の場合）
- (6) 県内に事業所を置くことが確認できる書類（公的機関に提出した届出書の写し等）
* 法人ベース・レジストリ又は（5）の書類で県内に事業所を置くことが確認できる場合は、添付を省略することができる。
- (7) 県税の滞納がないことを確認できる書類（直近の納税証明書等）
* 納税状況等確認システムにより滞納がないことを確認できる場合は、添付を省略することができる。

法人の場合

☐	県税の滞納がないことを納税状況等確認システムにより確認することに同意する場合は、左欄にチェックを入れる。
--------------------------	--

個人の場合

	県税の滞納がないことを納税状況等確認システムにより確認することに同意する場合は、左欄に個人事業税の納税番号を記載する。
--	---

申請事業者概要書

1 事業者の名称・所在地等				
フリガナ			代表者職名	
名称			フリガナ	
			代表者氏名	
所在地	〒			
電話番号			E-mail	
連絡担当者	職名			
	フリガナ			
	氏名			
	電話番号		E-mail	
2 県内事業所（1 と異なる場合のみ記載してください。）				
事業所名				
所在地	〒		電話番号	
			E-mail	
3 名簿に掲載する事業者情報				
事業者の名称等				
所在地	〒			
				電話番号
4 取扱設備		☐ 太陽光発電設備 ☐ 太陽熱利用システム ☐ 蓄電池 ☐ エネファーム		
5 事業の種類		☐ 販売 ☐ 施工 ☐ P P A ☐ リース		
6 過去 1 年間の契約実績				
① 太陽光発電設備			件	
② 太陽熱利用システム			件	
③ 蓄電池			件	
④ エネファーム			件	

様式 1－2（第 4 条第 1 項関係）

誓約書

埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者認定制度実施要領第 4 条の認定の申請に当たり、下記事項について遵守することを誓約します。

記

誓約事項
1 省エネ・再エネ活用設備の販売・施工（販売に関する広告、勧誘、商談、見積り、契約の締結、施工等一切の行為をいう。以下同じ。）にあたっては、関連する法令を十分理解し、遵守します。
2 省エネ・再エネ活用設備の仕様、性能、施工方法、費用、国や自治体の補助金、関連する制度、経済性、保証内容等について十分理解した上で、お客様に誤認を与えることなく、正しく認識いただけるよう、カタログ、見積書、各種資料等により、具体的な数値を示して、分かりやすく丁寧に正確な説明を行います。
3 丁寧な対応、常識的な時間帯での連絡・訪問など社会的マナーを遵守し、契約を急かす強引な勧誘、長時間に渡る執拗な説明、「電気料金が安くなる」等の断定的な説明など、不誠実な販売活動は行いません。
4 お客様の不利益になる事項や、健康、安全に関わる事項については、特に十分な説明を行います。
5 高齢者や判断力に懸念のあるお客様に対しては、当該設備及び設置工事等に関する説明について一層の注意を払い、十分な判断力を備えた親族等の立会い及び同意を得た上で実施するものとします。
6 お客様の希望内容や条件を確認し、現地調査を必ず行い、施工する住宅等の条件に適した製品や規格を提示します。
7 見積りにあたっては、内訳明細を記載した見積書等を作成し、お客様に対し、設備・施工の各項目の内容と費用を分かりやすく、誤解を与えることのないよう十分に説明します。
8 契約の締結にあたっては、契約書及び契約約款等の各項目の内容について、お客様に対し、分かりやすく、誤解を与えることのないよう十分に説明し、確認を行います。
9 契約の解除に関する説明は特に正確かつ誠実にを行います。
10 電力会社や経済産業省への申請・報告など必要な手続きについて、分かりやすく説明します。
11 実現不可能な約束や、当社として認めていない特約を付す等の説明又は契約はしません。
12 省エネ・再エネ活用設備の標準的な施工方法に基づき、関係法令等に適合するよう設計・施工します。同方法で設計・施工できない場合は、省エネ・再エネ活用設備メーカーに確認します。
13 施工にあたっては、法令で定められた資格を有した者（太陽光発電設備、蓄電池の施工にあたっては、上記資格のほか、メーカーから施工 I D を取得した者）が行います。
14 施工にあたっては、契約時に説明し合意した内容に基づき、施工に伴うトラブルを未然に防止することはもとより、資材の搬入条件も考慮の上、安心・安全と品質を確保し、効率良く作業を進め、近隣や他の居住者、外来者に対して迷惑をかけないよう誠実に施工します。
15 設備等の使用方法や部品の交換等に関する情報は、具体的な資料を提示するなどして正確に伝えます。
16 従業員に対する教育指導を徹底し、接客の質の向上、専門知識の習得、技術・技能の研鑽に努めます。
17 トラブルや苦情等に対して迅速・誠実に対応します。当社の従業員の対応が不十分な場合には、当社の責任において、誠意をもって早期問題解決を図るよう努めます。
18 上記の事項について、自ら実施しない場合は、それを請け負う事業者に遵守させます。
19 取り扱う設備に関する相談体制を整え、お客さまの相談を受け付けます。
20 県が実施するエネルギーに関する施策に積極的に協力します。

年 月 日

埼玉県知事 様

事業者名
代表者職名
代表者氏名

様式 1－3（第 4 条第 1 項関係）

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 5 省エネ・再エネ活用設備の販売、施工、P P A 又はリース契約を行うに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が上記 1 から 4 までのいずれかに該当することを知りながら当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 6 省エネ・再エネ活用設備の販売、施工、P P A 又はリース契約を行うに当たり、法人等が、上記 1 から 4 までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（5 に該当する場合を除く。）に、県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

年 月 日

埼玉県知事 様

事 業 者 名
代表者職名
代表者氏名

様式2（第5条第1項関係）

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

認定通知書

年 月 日付けで申請があった埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者の認定について審査したところ、認定が適当と判断されますので、「埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者認定制度」に認定します。

つきましては、関係法令及び埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者認定制度実施要領の規定並びに誓約書の内容を遵守し、適正な事業の執行に努めてください。

事業者認定証

様

上記の者は、埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者認定制度における認定事業者であることを証明します。

年 月 日

埼玉県知事

認 定 番 号	
認 定 年 月 日	年 月 日
有 効 期 間	年 月 日まで有効

様式4（第5条第2項関係）

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

不認定通知書

年 月 日付けで申請があった埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者の認定について審査したところ、下記の理由により認定の要件を満たさないと判断されますので、埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者認定制度実施要領第5条第2項の規定により通知します。

記

理 由	
-----	--

様式5（第8条関係）

年 月 日

埼玉県知事 様

認定事業者名

代表者職名

代表者氏名

活動状況報告書

埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者認定制度実施要領第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 報告対象期間 年4月1日から 年3月31日まで

2 契約実績（件）

	太陽光発電設備	太陽熱利用システム	蓄電池	エネファーム
4月～6月				
7月～9月				
10月～12月				
1月～3月				
計				

認定更新申請書

年 月 日

埼玉県知事 様

認 定 番 号
認 定 事 業 者 名
代 表 者 職 名
代 表 者 氏 名
法 人 番 号

埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者認定制度の認定を受けたいので、埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者認定制度実施要領第9条の規定により申請します。

※ 以下の書類を提出すること

- (1)様式6-1 申請事業者概要
- (2)様式6-2 誓約書
- (3)様式6-3 暴力団排除に関する誓約事項
- (4)過去1年間の契約実績が1件以上確認できる書類(契約書の写し等)
 - * 契約書の写し等に含まれる個人情報については、住宅に設置されたことが特定できる部分(フルネーム)を除き、黒塗りにするなど、見えないように加工すること。
- (5)個人事業の開業届出書等の写し(個人の場合)
- (6)県内に事業所を置くことが確認できる書類(公的機関に提出した届出書の写し等)
 - * 法人ベース・レジストリ又は(5)の書類で県内に事業所を置くことが確認できる場合は、添付を省略することができる。
- (7)県税の滞納がないことを確認できる書類(直近の納税証明書等)
 - * 納税状況等確認システムにより滞納がないことを確認できる場合は、添付を省略することができる。

法人の場合

☐	県税の滞納がないことを納税状況等確認システムにより確認することに同意する場合は、左欄にチェックを入れる。
--------------------------	--

個人の場合

	県税の滞納がないことを納税状況等確認システムにより確認することに同意する場合は、左欄に個人事業税の納税番号を記載する。
--	---

申請事業者概要書

認定番号

1 事業者の名称・所在地等				
フリガナ			代表者職名	
名称			フリガナ	
			代表者氏名	
所在地	〒			
電話番号			E-mail	
連絡担当者	職名			
	フリガナ			
	氏名			
	電話番号		E-mail	
2 県内事業所(1と異なる場合のみ記載してください。)				
事業所名				
所在地	〒		電話番号	
			E-mail	
3 名簿に掲載する事業者情報				
事業者の名称等				
所在地	〒		電話番号	
4 取扱設備	☐ 太陽光発電設備 ☐ 太陽熱利用システム ☐ 蓄電池 ☐ エネファーム			
5 事業の種類	☐ 販売 ☐ 施工 ☐ P P A ☐ リース			
6 過去1年間の契約実績				
過去1年以内の「家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金」に係る補助事業者との契約実績の有無			☐ 有 ☐ 無	
① 太陽光発電設備			件	
② 太陽熱利用システム			件	
③ 蓄電池			件	
④ エネファーム			件	

誓約書

埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者認定制度実施要領第9条の認定の申請に当たり、下記事項について遵守することを誓約します。

記

誓約事項
1 省エネ・再エネ活用設備の販売・施工(販売に関する広告、勧誘、商談、見積り、契約の締結、施工等一切の行為をいう。以下同じ。)にあたっては、関連する法令を十分理解し、遵守します。
2 省エネ・再エネ活用設備の仕様、性能、施工方法、費用、国や自治体の補助金、関連する制度、経済性、保証内容等について十分理解した上で、お客様に誤認を与えることなく、正しく認識いただけるよう、カタログ、見積書、各種資料等により、具体的な数値を示して、分かりやすく丁寧に正確な説明を行います。
3 丁寧な対応、常識的な時間帯での連絡・訪問など社会的マナーを遵守し、契約を急かす強引な勧誘、長時間に渡る執拗な説明、「電気料金が安くなる」等の断定的な説明など、不誠実な販売活動は行いません。
4 お客様の不利益になる事項や、健康、安全に関わる事項については、特に十分な説明を行います。
5 高齢者や判断力に懸念のあるお客様に対しては、当該設備及び設置工事等に関する説明について一層の注意を払い、十分な判断力を備えた親族等の立会い及び同意を得た上で実施するものとします。
6 お客様の希望内容や条件を確認し、現地調査を必ず行い、施工する住宅等の条件に適した製品や規格を提示します。
7 見積りにあたっては、内訳明細を記載した見積書等を作成し、お客様に対し、設備・施工の各項目の内容と費用を分かりやすく、誤解を与えることのないよう十分に説明します。
8 契約の締結にあたっては、契約書及び契約約款等の各項目の内容について、お客様に対し、分かりやすく、誤解を与えることのないよう十分に説明し、確認を行います。
9 契約の解除に関する説明は特に正確かつ誠実にを行います。
10 電力会社や経済産業省への申請・報告など必要な手続きについて、分かりやすく説明します。
11 実現不可能な約束や、当社として認めていない特約を付す等の説明又は契約はしません。
12 省エネ・再エネ活用設備の標準的な施工方法に基づき、関係法令等に適合するよう設計・施工します。同方法で設計・施工できない場合は、省エネ・再エネ活用設備メーカーに確認します。
13 施工にあたっては、法令で定められた資格を有した者(太陽光発電設備、蓄電池の施工にあたっては、上記資格のほか、メーカーから施工IDを取得した者)が行います。
14 施工にあたっては、契約時に説明し合意した内容に基づき、施工に伴うトラブルを未然に防止することはもとより、資材の搬入条件も考慮の上、安心・安全と品質を確保し、効率良く作業を進め、近隣や他の居住者、外来者に対して迷惑をかけないよう誠実に施工します。
15 設備等の使用方法や部品の交換等に関する情報は、具体的な資料を提示するなどして正確に伝えます。
16 従業員に対する教育指導を徹底し、接客の質の向上、専門知識の習得、技術・技能の研鑽に努めます。
17 トラブルや苦情等に対して迅速・誠実に対応します。当社の従業員の対応が不十分な場合には、当社の責任において、誠意をもって早期問題解決を図るよう努めます。
18 上記の事項について、自ら実施しない場合は、それを請け負う事業者に遵守させます。
19 取り扱う設備に関する相談体制を整え、お客さまの相談を受け付けます。
20 県が実施するエネルギーに関する施策に積極的に協力します。

年 月 日

埼玉県知事 様

認定事業者名
代表者職名
代表者氏名

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(埼玉県暴力団排除条例(平成23年埼玉県条例第39号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 5 省エネ・再エネ活用設備の販売、施工、PPA又はリース契約を行うに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約(以下「委託契約等」という。)を締結する場合に、その相手方が上記1から4までのいずれかに該当することを知りながら当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 6 省エネ・再エネ活用設備の販売、施工、PPA又はリース契約を行うに当たり、法人等が、上記1から4までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合(5に該当する場合を除く。)に、県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

年 月 日

埼玉県知事 様

認 定 事 業 者 名

代 表 者 職 名

代 表 者 氏 名

様式7（第9条第5項関係）

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

認定更新通知書

年 月 日付けで申請があった認定の更新について審査したところ、更新が適当と判断されますので、「埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者認定制度」の認定を更新します。

つきましては、関係法令及び埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者認定制度実施要領の規定並びに誓約書の内容を遵守し、適正な事業の執行に努めてください。

様式8（第9条第6項関係）

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

認定更新不認定通知書

年 月 日付けで申請があった認定の更新について審査したところ、下記の理由により認定の要件を満たさないと判断されますので、埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者認定制度実施要領第9条第3項の規定により通知します。

記

理 由	
-----	--

年 月 日

認定変更届出書

埼玉県知事 様

認定事業者名

代表者職名

代表者氏名

埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者認定制度実施要領第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

認 定 番 号		
認 定 年 月 日		
変 更 事 項	変更前	
	変更後	
変 更 の 理 由		

年 月 日

認定証再交付申請書

埼玉県知事 様

認定事業者名
代表者職名
代表者氏名

埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者認定制度実施要領第 11 条第 1 項の規定により、
下記のとおり事業者認定証の再交付を申請します。

記

認定番号	
認定年月日	
認定証の再交付申請を行う理由	

年 月 日

認定辞退届

埼玉県知事 様

認定事業者名

代表者職名

代表者氏名

埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者認定事業実施要領第 13 条第 1 項の規定により、
下記のとおり認定の辞退を届け出ます。

記

認 定 番 号	
認 定 年 月 日	
辞 退 の 理 由	

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

認定取消通知書

埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者認定制度実施要領第13条第 項の規定により認定を取り消しましたので、埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者認定制度実施要領第13条第5項の規定により通知します。

記

認 定 番 号	
認 定 年 月 日	
取 消 の 理 由	

※ 埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者認定制度実施要領第13条第3項の規定により認定を取り消されたときは、取消の理由について異議がある場合は、通知を受けてから7日以内に環境部エネルギー環境課あて申し出てください。